

相続実務ノート NO.2

(2006年7月3日)

「相続放棄の悩み」 (その1)

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

TEL042-467-2155 FAX042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

夫や父が多額の借金を抱えて亡くなった場合、相続人は保証人になっていなければ、家庭裁判所に「相続放棄」の申述手続きをして借金から逃れることができます。

この相続放棄は、決して借金の踏み倒しではありません。なぜならば、昔の家制度の下でのような「親の借金は子の借金」が美德とされる考えは、現代の個人責任の原則に反するからです。債権者としても、亡くなった人を信用して貸したので、その妻や子に貸したわけではありません。貸した相手の信用に不安があれば、不動産を担保に取ることもできます。それでも不安があれば、配偶者や子や第三者を保証人にすることもできます。債権者にはこうした債権保全策があります。こうした対策をせず、亡くなった方が債務超過で本来回収ができないケースなのに、たまたま妻や子がいて、その人たちに固有の財産があるからといってこの人たちから当然に回収できることがむしろおかしいのです。

自分に責任のない被相続人の借金は、堂々と相続放棄を選択することができます。ただし、いつまでも法律関係が確定しないのは困るので、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内」という期間制限があります。とはいえ、相続放棄の現場には悩みがあります。

【Aさんのケース】

お店を経営していたAさんは、多額の借金を残したまま亡くなりました。相続人は、妻と成人した3人の子供たちです。父の借金の保証人になっていた長女は、既に自己破産をしています。目に見える守るべき財産はないので、話し合いにより全員で相続放棄を選択することにしました。

ここでの悩みが「相続人の順位の変更」の問題です。

第1順位の子が全員相続放棄すると、第2順位の直系尊属が相続人になります。Aさんには、郷里に高齢の父親(Bさん)が健在です。Bさんは再婚し、後妻の子を養子にしています。全員が相続放棄したことを郷里のBさんらに伝えるべきか悩みます。Aさんの妻としては言いたくありません。なぜならば、夫の名誉のためにも、東京で成功していると思われていたAさんに多額の借金があっ

たことを知られたくないからです。また、自分も一緒に仕事をしていたのに借金を作ってしまった負い目も感じています。

しかし、伝えておかなければ、ある日突然に債権者が B さんに相続人として借金の支払を求めてきます。当然に高齢の B さんも周囲の人も驚きます。法律的には、B さんも第 1 順位の相続人が相続放棄したことにより自分が相続人になったことを知ったときから 3 か月以内に相続放棄することができます。その後、第 3 順位の兄弟姉妹も同様に相続放棄をすることができます。

しかし、郷里の人達は、A さんの妻や子供たちが何の連絡もしてくれなかったことに不快感と特別な感情を抱きます。そして、B さんがいずれ亡くなったとき、A さんの代襲相続人となる A さんの子供たちの相続にクレームをつけたくなります。「なんで父親の相続を放棄したのに、代襲相続を主張する権利があるのか？」と。しかし、決して生活が楽でない A さんの子供達に、できることなら A さんの相続分を円満に代襲させてあげたいと思います。

そこで、A さんの奥様に郷里のキーマンに事情を伝えておくことを提案します。意図を理解した奥様は、辛い気持ちを飲み込んで「行ってきます」と決意しました。それでも、まだ問題があります。

相続放棄したことをハッキリと伝えると、それを知った時から「自己のために相続の開始があったことを知った」こととなります。次順位者も相続放棄の申述書に「いつ知ったか」を書かなければなりません。それでは債権者からの突然の請求が来る前に、既に 3 ヶ月の起算日が始まってしまいます。そこで、ハッキリとではなく、それとなく伝えることにします。

相続放棄するにも、現場では悩ましく難しい場面に出会います。

(文責：内藤 雄)